

令和4年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 全日制の課程

1 選抜（Ⅰ）

高等学校長が必要と認める場合、中学校長の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

（1）選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記ア、イ、ウに加えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

2 選抜（Ⅱ）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

（エ）検査問題は、県教育委員会が作成する。

(オ) 検査問題は、平成 29 年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。

- a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
- b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。
- c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 一般学力検査を実施する 5 教科については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定した評点を 2 倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記 a 及び b を合計して 195 分の 130 を乗じ、130 点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接及び上記（1）ア（ア）に掲げる 5 教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 一般学力検査の総得点に 2 分の 1 を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。

ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した学科・コースにあつては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜（Ⅲ）

選抜（Ⅰ）及び選抜（Ⅱ）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定する。

b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 作文及び面接

(2) 合格者の決定

ア 上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

イ 高等学校長は、選抜(Ⅱ)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語(英語)の一般学力検査、作文及び面接の結果(実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。)並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第2 定時制の課程

1 選抜(Ⅰ)

全日制の課程と同様とする。

2 選抜(Ⅱ)

全日制の課程と同様とする。

ただし、令和4年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

3 選抜(Ⅲ)

全日制の課程と同様とする。

第3 通信制の課程

面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第4 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き，二学期制を採用し，かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては，高等学校長は別に定める定員の範囲内で，秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については，面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第5 その他

- 1 選抜（Ⅱ）における学力検査の結果及び調査書の評定は，令和4年度入学者選抜の受検者のうち不合格者について，簡易開示の方法により，各学校において開示する。
- 2 県立併設型高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

令和4年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により併設型中高一貫教育の特色に配慮して行うものとする。

第1 併設型中学校

併設型中学校の入学者選抜は、次により当該学校に対する意欲・適性等を判断して行うものとする。

1 広島中学校及び三次中学校

(1) 選抜の方法

ア 適性検査

(ア) 次により、小学校教育において身に付けた総合的な力を検査する。

a 適性検査1 文章・資料をもとに、課題を発見し解決する過程を多様な方法で表現する。

b 適性検査2 テーマ等に基づき、思ったことや考えたこと等を文章で表現する。

(イ) 実施時間は、中学校長が決定する。

イ 志望理由書

ウ 調査書

(ア) 調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のそれぞれの教科について5・6年生時のものを指導要録に従って3段階で評定する。

(イ) 調査書中の学習の記録の観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 帰国児童等の特別入学に関する選抜

適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

2 広島叡智学園中学校

(1) 選抜の方法

ア 第1次選抜

(ア) 適性検査

a 次により、小学校教育において身に付けた総合的な力を検査する。

(a) 適性検査A 資料から情報を読み取り、条件等に従って筋道を立てて考え、推論する。

(b) 適性検査B 資料を多面的に解釈し、経験や知識と結び付けて発想・考察する。

b 実施時間は、中学校長が決定する。

(イ) 面接

(ウ) 志望理由書及び自己紹介書

(エ) 調査書

a 調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のそれぞれの教科について5・6年生時のものを指導要録に従って3段階で評定する。

b 調査書中の学習の記録の観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

イ 第2次選抜

第1次選抜における通過者を対象に、2泊3日の共同生活において、次により実施する。

(ア) グループワーク

(イ) 面接

(ウ) 共同生活の振り返り

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

第2 併設型高等学校

併設型高等学校の入学者選抜は、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

1 広島高等学校及び三次高等学校

広島高等学校及び三次高等学校の入学者選抜は、広島県立高等学校入学者選抜の選抜(I)と同一時期に、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 自校作成問題による学力検査

(ア) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、高等学校長が作成する。

(イ) 検査問題は、平成29年度文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

(ウ) 実施教科は、国語、数学及び外国語(英語)とする。

(エ) 実施時間は、高等学校長が決定する。

イ 志望理由書

ウ 調査書

(ア) 調査書中の学習の記録の評定については、国語、数学、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

(イ) 社会及び理科については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。

(ウ) 調査書中の学習の記録の観点別学習状況，特別活動の記録，総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については，選抜の資料として活用する。

(2) 合格者の決定

上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

自校作成問題による学力検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。併設型高等学校の入学者選抜と同一時期に行う。

2 広島叡智学園高等学校

(1) 海外等連携協定に基づく入学者選抜

広島県教育委員会と連携協定を締結する海外等の関係機関の推薦を受けた者に対し，次により実施する。

ア 選抜の方法

(ア) 推薦書及び志望理由書

(イ) 成績証明書

(ウ) 英語に関する語学力の証明書

(エ) 数学及び理科に関するレポート

(オ) 面接

出願書類に基づき，面接を実施する。

イ 合格者の決定

上記アの結果を総合的に判断して決定する。

(2) 外国人等生徒を対象にした入学者選抜

外国人等生徒に対し，次により実施する。

ア 選抜の方法

(ア) 第1次選抜

a 志望理由書

b 成績証明書

c 英語に関する語学力の証明書

d 数学及び理科に関するレポート

(イ) 第2次選抜

第1次選抜における通過者を対象に，次により実施する。

a 面接

出願書類に基づき，面接を実施する。

b 口頭試問

数学及び理科に関するレポートに基づき，口頭試問を実施する。

イ 合格者の決定

上記アの結果を総合的に判断して決定する。

第3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

令和4年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各特別支援学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 一次募集

1 選抜の方法

(1) 普通科（職業コースを除く。）

ア 学力検査

(ア) 知的障害のみの入学志願者に係る実施教科は国語、数学、外国語（英語）の3教科とする。

上記以外の入学志願者に係る実施教科は、3教科以上とし、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科の中から各校で決定する。

ただし、いずれの学力検査においても、中学校又は特別支援学校中学部で履修した教科に応じて、実施教科の一部又は全部を実施しないことができる。

(イ) 知的障害のみの入学志願者に係る検査問題は、県教育委員会が作成する。

上記以外の入学志願者に係る検査問題は、県教育委員会と協議の上、各校で作成する。

(ウ) 知的障害のみの入学志願者に係る実施時間は、各教科それぞれ30分とする。

上記以外の入学志願者に係る実施時間は、各教科それぞれ30分から50分の間の時間とし、各校で決定する。

(エ) 配点は、各教科それぞれ100点満点とする。

(オ) 検査問題は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 面接

ウ その他

ア及びイに定めるもののほか、特別支援学校長（以下「校長」という。）は、必要に応じて観点を定め、検査を実施することができる。

(2) 普通科職業コース

ア 学力検査

(ア) 実施教科は、国語、数学、外国語（英語）の3教科とする。

(イ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は、各教科それぞれ30分とする。

(エ) 配点は、各教科それぞれ 100 点満点で、合計 300 点満点とする。

(オ) 検査問題は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 作業・運動能力検査

(ア) 実施時間は、50 分とする。

(イ) 配点は、200 点満点とする。

(ウ) 検査は、次の点に配慮して実施する。

a 作業能力検査は、指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧緻性^ち等について幅広く検査する。

b 運動能力検査は、基礎的な運動能力や身体各部位の動き等について幅広く検査する。

ウ 面接

(ア) 集団面接とする。

(イ) 実施時間は、30 分以内とする。

(ウ) 配点は、100 点満点とする。

(エ) 評価は、思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度の観点で行う。

(3) 専門教育を主とする学科

ア 学力検査

(ア) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、学科の特色に応じ、当該校が作成する。

(イ) 実施時間は、各教科等それぞれ 90 分以内とする。

(ウ) 配点は、学科の特色に応じて、別に定めることとする。

イ 面接及び職業適性機能検査

校長は、学科の特色に応じ、面接及び学科に関連する職業適性機能検査を実施することができる。

2 合格者の決定

(1) 普通科（職業コースを除く。）

学力検査、調査書、面接及び必要に応じて実施した検査の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 普通科職業コース

学力検査、作業・運動能力検査、調査書及び面接の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 専門教育を主とする学科

学力検査の結果, 調査書, 面接及び学科に関連する職業適性機能検査を実施した学科にあっては, その結果並びに校長が別に定める書類の記載事項を総合的に判断して決定する。

第2 二次募集

1 実施学校・対象学科

普通科（職業コースを除く。）並びに一次募集における合格者数（入学を辞退した者を除く。）が入学定員に満たない普通科職業コース及び専門教育を主とする学科において実施する。

2 選抜の方法

一次募集と同様に実施する。

ただし, 校長は, 単一障害（知的障害を除く。）を有する受検者のうち, 広島県公立高等学校入学者選抜の選抜（Ⅱ）（以下「選抜（Ⅱ）」という。）を受検した者については, 選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果をもって, 学力検査に代えることができる。

3 合格者の決定

一次募集と同様に実施する。

ただし, 校長は, 単一障害（知的障害を除く。）を有する受検者のうち, 選抜（Ⅱ）を受検した者については, 選抜（Ⅱ）の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

第3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については, 別に定めるところによる。